

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(A)系の系統内水張り時、出口配管の継手部より海水の微少漏えいが認められたため、当該配管継手部を点検	D	
2	1号機	非常用ディーゼル発電設備(B)給気加熱器の加熱蒸気及び戻り系配管ストレーナドレン弁にシートリーク(1滴/10秒、放射能なし)が認められたため、受容器を設置、当該弁を補修。	D	
3	2号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置海水供給ポンプ電動機点検時、固定子鉄心に隙間があることが認められたため、対応検討。	D	
4	2号機	取水設備スクリーン点検用門型クレーンケーブルリール用ブレーキ点検において、動作不良(動作しない)が認められたため、対応検討。	D	
5	2号機	残留熱除去系試験調節弁用電動弁用フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該フレキシブル電線管を交換。	D	
6	2号機	主蒸気隔離弁気密漏えい試験において、2弁(AO-F003A、AO-F003B)の漏えい量に判定値外れが認められたため、当該弁を点検。	D	
7	3号機	主タービンターニング装置起動制御盤内点検において、盤内の基板収納部に亀裂(4箇所)が認められたため、対応検討。	D	
8	3号機	発電機保護継電器点検において、脱調検出継電器(2台)に管理値外れが認められたため、対応検討。	D	
9	3号機	原子炉保護系インターロック機能検査(その1)において、検査対象外の表示(スクラム)が確認され、検査を中断し調査したところ、前日検査のスイッチの戻し不良が考えられることから、当該スイッチを正常位置(スクラム 通常)に戻し、再検査。	C	
10	3号機	残留熱除去系弁の点検作業において、弁箱内清掃で使用したポリ袋を配管内に落とし、当社に報告せず、その後回収していたことが確認されたため、対応検討。	B	
11	3号機	計装用圧縮空気系機能検査(予備機自動起動検査)において、検査前に予備機の起動が認められ、調査したところ、試験用の圧力計継手の接続不良及び計器元弁にシートリークが考えられるため、当該不良箇所を補修後、再検査。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	蒸気式空気抽出器インタークーラドレン弁の開閉確認において、表示灯の両点灯(赤と緑が点灯)が認められ、リミットスイッチの動作不良が考えられるため、当該リミットスイッチを点検。	D	
13	3号機	復水回収タンク水位スイッチの動作不良により、同タンク廻り(堰内)に漏えい水(約800cc:オーバーフロー水で汚染なし)が認められたため、漏えい水を除去後、当該水位スイッチを点検。	C	
14	4号機	スクリーン洗浄水配管フランジ点検において、エルボと直管フランジとの合せ面にズレ(上下に約50mm)が認められたため、当該洗浄水配管を補修。	D	
15	その他	一次水処理装置排水装置アキュムレータ圧力計元弁下部ナット部より、苛性ソーダの析出が認められたため、対応検討。	D	
16	その他	一次水処理装置ろ過水タンク(No.1)出口弁(13台)のグランド押さえボルトに腐食が認められたため、対応検討。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353